

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
小田原市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の指標等	8
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
第7	その他	33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 小田原市の農業の基本的方向

小田原市は、神奈川県西部に位置し、その立地条件を生かして丘陵地における柑橘類、酒匂川流域に展開する水稲、平坦普通畑の野菜・落葉果樹（梅・梨等）及び東部の耕畜連携という農業生産を展開している。

丘陵地の果樹園については、レモンや湘南ゴールドなどの優良品種への転換・適地適作の徹底を図り、歴史的・自然的資源を活用した観光農業への体質変換等、都市的土地利用を包含した地域活性化を促進する。

また、西部地域の丘陵地においては、広域営農団地整備計画に基づき、基幹農道整備等の営農条件の整備を推進する。

酒匂川流域その他の平坦地における集团的優良農地については、ほ場整備事業等の導入により、農業生産環境の保全及び農業生産の省力化・合理化を図り、生産性の高い都市近郊農業を確立する。

また、このような農業生産の展開の土台となる、基盤整備等により生産環境の整った優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農業的土地利用を図る地域における、担い手等への農用地の利用の集積をはじめとする秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 小田原市の農業構造の現状と見通し

小田原市の農業構造については、昭和60年代前半より社会情勢の変化に伴い兼業化が進んだことや高齢化により、農業の担い手及び労働力の不足が問題となっている。この担い手及び労働力の不足は、機械化が困難な果実や野菜等の作目でより深刻となっている。

こうした状況にあつて、小田原市の経営耕地面積は減少し続けているものの近年はやや鈍化傾向にあり、農業就業人口1人当たりの平均の経営耕地面積においては増加傾向が見られる。しかし、今後より高齢化が進むことを考慮すると、改めて農地の流動化の必要性が求められている。

特に、柑橘類等の樹園地などにおいては、農業就業人口の高齢化や傾斜地で栽培が困難であることなど耕作条件の不利性等により、経営耕地面積が大きく減少し遊休農

地が増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、遊休農地が有害鳥獣等の住みかになるなど周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 小田原市農業の具体的経営指標

小田原市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成することとする。

具体的な経営の指標は、小田原市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1個別経営体当たり500万円程度、主たる農業従事者1人当たり400万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営を営む者への具体的支援措置

小田原市は、将来の小田原市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨とした上で、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すように働きかけを強化し、更にこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、小田原市は、かながわ西湘農業協同組合、小田原市農業委員会、神奈川県農業技術センター等が十分な相互の連携の下で効率的な指導を行うため、地域における農業の望ましいあり方と農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して効率的な指導体制を主体として営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導す

る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、小田原市農業委員会と連携のうえ、利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である区域で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている区域の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立とともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導及び助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、機械銀行と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を支援するため、神奈川県農業技術センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進、女性目線の商品開発等女性の力を生かした経営発展を支援するな

ど、女性農業者の積極的な地域農業への参加を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、農業に携わる様々な主体にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営を営む者の育成施策の中心に位置付け、小田原市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、小田原市が主体となって、関係機関及び関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたグリーンツーリズム事業や各種補助事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

これらの取組については、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」及び「人・農地プラン」の後継制度となる「地域計画」と整合が取れるよう推進する。

5 農業経営を営む者への支援体制

小田原市は、小田原市地域農業再生協議会（以下「市再生協議会」という。）において、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導、研修会の開催等を神奈川県農業技術センター等の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間が満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検、新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標として、現に小田原市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、小田原市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

ただし、現在の農業経営では、グリーンツーリズム事業等で行なっている交流型農業などさまざまな形態があり、下記の例に該当しないものについては、その都度、市再生協議会で検討する。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
露 地 野 菜	<作付面積等> ハネギ 0.6ha コマツナ 1.0ha ホウレンソウ 0.3ha カブ 0.3ha ナス 0.05ha 計 2.25ha <経営面積> 畑 0.65ha	<資本装備> 保冷库(3m ²) トラクター(20ps) 簡易播種機 管理作業機 動力噴霧機	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 (直売による有利販売)	<ul style="list-style-type: none"> 臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結に基づき役割分担、給料制の導入 社会保険等の加入
水 稲 + 露 地 野 菜	<作付面積等> 水 稲 2.0ha ナ ス 0.1ha ホウレンソウ 0.2ha 枝 豆 0.1ha ブロッコリー 0.1ha 計 0.5ha 作業受託(水稲) 3.0ha <経営面積> 水 田 2.0ha 畑 0.3ha	<資本装備> トラクター(20ps) 田植機 コンバイン 乾燥機 籾すり機 動力噴霧機 ミスト機 野菜育苗ハウス(20m ²) 簡易播種機 管理作業機		
水 稲 + イ ち ゴ	<作付面積等> 水 稲 0.6ha イチゴ(施設) 0.3ha 作業受託(水稲) 3.0ha <経営面積>	<資本装備> トラクター(20ps) 田植機 コンバイン 乾燥機 籾すり機 動力噴霧機 ミスト機		

	水田 施設	0.6ha 0.3ha	鉄骨ビニールハウス (3,000㎡) 暖房・灌水施設 管理作業機		
ハウス キュウリ + 露地菜	<作付面積等> キュウリ(施設) ホウレンソウ	0.6ha 0.2ha	<資本装備> 大型ビニールハウス (3,000㎡) 小型トラクター 暖房・灌水施設 管理作業機 簡易播種機 動力噴霧機	・複式簿記記帳 により経営 と家計との 分離を図る ・青色申告の実 施 (直売による利 販売)	・臨時雇用従事 者の確保 ・家族経営協定 の締結に基づ き役割分担、 給料制の導入 ・社会保険等加 入
ミカン + ハウス ミカン + 中晩柑	<作付面積等> ミカン ハウスミカン 中晩柑	0.5ha 0.3ha 0.4ha	<資本装備> 大型ビニールハウス (3,000㎡) 貯蔵庫(80㎡) 選果機(共同利用) モノレール 暖房・灌水施設 動力噴霧機 管理作業機		
ミカン + 中晩柑 + 露地菜	<作付面積等> ミカン 中晩柑 サヤエンドウ コマツナ ブロッコリー 枝豆 計	1.2ha 0.5ha 0.1ha 0.1ha 0.1ha 0.1ha 0.4ha	<資本装備> 貯蔵庫(100㎡) 選果機(共同利用) モノレール 動力噴霧機 管理作業機 簡易播種機		
うめ + ミカン + 露地菜	<作付面積等> ミカン うめ(生梅) うめ(梅干し用) 枝豆 トウモロコシ さといも 計	1.0ha 0.5ha 0.2ha 0.1ha 0.1ha 0.1ha 0.3ha	<資本装備> 選果機(共同利用) 梅干加工施設 (共同利用) スチート・スプレーヤー トラクター(20ps) 貯蔵庫(80㎡) モノレール 動力噴霧器 管理作業機		
ミカン + キウイ フルーツ + 花木	<作付面積等> ミカン キウイフルーツ 花木 レッドロビン ヤマモモ コニファー類	1.0ha 0.2ha 0.3ha 0.3ha 0.3ha	<資本装備> 貯蔵庫(100㎡) 選果機(共同利用) モノレール 動力噴霧機 保冷库 果樹棚 管理作業機 用土置場		

	<p><経営面積> 園地 2.1ha</p>	<p>根切りチェーンソー 繁殖用ビニールハウス (300㎡)</p>		
ミカン + 茶	<p><作付面積等> ミカン 1.5ha 茶 1.2ha</p> <p><経営面積> 園地 2.7ha</p>	<p><資本装備> 貯蔵庫(100㎡) 選果機(共同利用) モノレール 動力噴霧機 管理作業機 剪枝機(共同利用) 摘採機(共同利用) 荒茶設備 (共同利用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 <p>(直売による有利販売)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結に基づき役割分担、給料制の導入 社会保険等の加入
施設 花 切	<p><作付面積等> バラ 0.3ha</p> <p><経営面積> 温室等用地 0.4ha</p>	<p><資本装備> ガラス温室(3,000㎡) 暖房・灌水施設 冷蔵庫 無人防除機又は動力噴霧器</p>		
施設 花 鉢	<p><作付面積等> シクラメン 0.15ha その他鉢物 0.1ha</p> <p><経営面積> 用地 0.5ha</p>	<p><資本装備> ガラス温室(1,500㎡) ビニールハウス(500㎡) 暖房・灌水施設 防除機・播種機 栽培ベンチ 用土置場 用土混合機</p>		
施設 花 壇苗	<p><作付面積等> パンジー 0.26ha その他花壇苗 0.5ha</p> <p><経営面積> 用地 0.5ha</p>	<p><資本装備> ビニールハウス(2,600㎡) 暖房機 播種機</p>		
水 + 稲 なし	<p><作付面積等> 水稲 2.0ha なし 0.3ha</p> <p>作業受託 3.0ha</p> <p><経営面積> 水田 2.0ha 園地 0.3ha</p>	<p><資本装備> トラクター(20ps) 田植機 コンバイン 乾燥機 籾すり機 動力噴霧器 ミスト機 スピートスプレーヤー 果樹棚 防鳥網 中耕機</p>		
酪農 + タマネギ	<p><飼養頭数> 搾乳牛 30頭</p> <p><作付面積等> 飼料畑 1.5ha タマネギ 0.2ha</p> <p><経営面積> 用地 0.4ha 飼料畑 1.5ha 畑 0.2ha</p>	<p><資本装備> 牛舎(320㎡) 堆肥舎(90㎡) サイロ(鉄板製15基、3,000㎡) 搾乳機 バークリーナー バルククーラー 浄化槽 トラクター(40ps) (共同利用) 動力噴霧器 簡易播種機</p>		

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の指標等

1 新規就農の現状

小田原市における新規就農者は、増加傾向にあり、平成25年から令和4年までの10年間、新規就農者は年間平均8人で、そのうち40歳未満の就農者は年間平均2名である。

就農形態の特徴としては、新卒就農者はほとんどおらず、30代以上からの就農割合が高い。また、株式会社等の法人は、平成25年以降10社が新規参入した。

新規就農者は、地域別にみるとやや酒匂川西部に多い。経営部門別にみると、果樹や野菜部門（主に露地）の占める割合が高く、続いて水稻の順となっている。将来にわたって生産量の維持・拡大を図るためには、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

1に掲げる状況を踏まえ、小田原市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

(1) 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという目標、神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標、小田原市の農業に関する計画等を踏まえ、小田原市では、年間8人の新規就農者の確保を目標とする。なお、45歳以上の中高年齢者についても、他産業従事経験等をいかし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

小田原市他産業従事者及び優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標のおおむね60%以上の農業所得、すなわち主

たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた小田原市の取組

上記に掲げるような、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、小田原市農業委員会及び農地中間管理機構が農地の紹介を、神奈川県農業技術センター、かながわ西湘農業協同組合等が連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導する。

4 営農類型の指標

2に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に小田原市で展開している優良事例を踏まえつつ、小田原市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

ただし、次の例に該当しないものについては、その都度、市再生協議会で検討する。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	<作付面積等> ハネギ 30a コマツナ 50a ホウレンソウ 20a カブ 20a ナス 2a 計 122a <経営面積> 畑 40a	第2に準じる	第2に準じる	第2に準じる
水稲 + 露地野菜	<作付面積等> 水稲 100a ナス 5a ホウレンソウ 10a 枝豆 5a	第2に準じる	第2に準じる	第2に準じる

	ブロッコリー 5a 計 25a 作業受託(水稲)150a <経営面積> 水田 100a 畑 15a			
水稲 + イチゴ	<作付面積等> 水稲 30a イチゴ(施設) 15a 作業受託(水稲) 15a <経営面積> 水田 30a 施設 15a	第2に準じる ただし、鉄骨ビ ニールハウス敷 設面積は、作 付面積に基づ く。	第2に準じる	第2に準じる
ハウスキュウ リ + 露地野菜	<作付面積等> キュウリ(施設) 30a ホウレンソウ 10a <経営面積> 施設 15a 畑 10a	第2に準じる ただし、大型ビ ニールハウス敷 設面積につい ては、作付面 積に基づく。	第2に準じる	第2に準じる
ミカン + 中晩柑	<作付面積等> ミカン 25a 中晩柑 35a <経営面積> 園地 60a	第2のミカン+ハ ウスマカン+中 晩柑に準じる ただし、大型ビ ニールハウスは 除き、貯蔵庫 面積については、 作付面積に基 づく。	第2のミカン+ハ ウスマカン+中 晩柑に準じる	第2のミカン+ハ ウスマカン+中 晩柑に準じる
ミカン + 中晩柑 + 露地野菜	<作付面積等> ミカン 60a 中晩柑 25a サヤエンドウ 5a コマツナ 5a ブロッコリー 5a 枝豆 5a 計 20a <経営面積>	第2に準じる	第2に準じる	第2に準じる

	園地 85a 畑 10a			
うめ + ミカン + 露地野菜	<作付面積等> ミカン 50a うめ(生梅) 25a うめ(梅干し用) 10a 枝豆 5a トウモロコシ 5a さといも 5a 計 15a <経営面積> 園地 85a 畑 15a	第2に準じる	第2に準じる	第2に準じる
ミカン + キウイフルーツ + 花木	<作付面積等> ミカン 50a キウイフルーツ 10a 花木 レッドロビン 15a ヤマモモ 15a コニファー類 15a <経営面積> 園地 105a	第2に準じる ただし、繁殖用 ビニールハウス 敷設面積につ いては、作付 面積に基づく。	第2に準じる	第2に準じる
ミカン + 茶	<作付面積等> ミカン 75a 茶 60a <経営面積> 園地 135a	第2に準じる	第2に準じる	第2に準じる
施設花き 切花	<作付面積等> バラ 15a <経営面積> 温室等用地 20a	第2に準じる ただし、ガラス 温室敷設面積 については、作 付面積に基づ く。	第2に準じる	第2に準じる
施設花き 鉢物	<作付面積等> シクラメン 10a その他鉢物 5a	第2に準じる ただし、ガラス 温室及びビニ	第2に準じる	第2に準じる

	<p><経営面積> 用地 30a</p>	<p>ールハウス敷 設面積につい ては、作付面 積に基づく。</p>		
施設花き 花壇苗	<p><作付面積等> パンジー 13a その他花壇苗 25a</p> <p><経営面積> 用地 25a</p>	<p>第2に準じる ただし、ビニ ールハウス敷 設面積につい ては、作付面 積に基づく。</p>	第2に準じる	第2に準じる
水稻 + なし	<p><作付面積等> 水稻 10a なし 15a 作業受託 15a</p> <p><経営面積> 水田 10a 園地 15a</p>	第2に準じる	第2に準じる	第2に準じる
酪農 + タマネギ	<p><飼養頭数> 作乳牛 15頭</p> <p><作付面積等> 飼料畑 75a タマネギ 10a</p> <p><経営面積> 用地 20a 飼料畑 75a 畑 10a</p>	<p>第2に準じる ただし、牛舎及 び堆肥舎の敷 設面積につい ては、飼養頭 数に基づく。</p>	第2に準じる	第2に準じる

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

小田原市の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するため、認定農業者制度及びその認定を受けた者に対する支援制度を活用するとともに、神奈川県農業技術センター、かながわ西湘農業協同組合等と連携して研修及び指導に取り組む。

また、新規就農者の確保及び定着を図るため、就農相談から就農、経営定着の段階まで関係団体が連携してきめ細やかな支援を行い、将来的には地域農業の中心的な存在に育成する。

さらに、かながわ西湘農業協同組合と連携し、農業機械オペレーターの人材育成及び農作業受託組織への支援を行うことにより、農作業受託機能の拡充を促進するとともに、雇用されて農業に従事する者及び他の仕事とともに農業に従事する者、これまで農業に関わりのなかった者の農業への参加を推進することで、多様な主体の参画及び協同を促進する。

2 小田原市における取組等

(1) 就農等促進のための取組

小田原市は、新規就農者の確保及び定着の促進のため、就農しやすい環境づくり、新規就農者の定着支援及び農業技術習得支援等を行う。

就農しやすい環境づくりとしては、新規就農者の確保に向け農業技術等の研修の強化を行う等、経営の安定化に向けた支援を行う。また、60歳以上の就農人口が多くみられることから、農地所有適格法人及びNPO法人等の団体、農業者等による定年帰農者の雇用など定年帰農者の就農を支援する。

新規就農者の定着支援としては、新規就農者は就農時に農地を確保することや、就農後の経営拡大に必要な農地を確保することが難しい状況にあるため、地域の会合等を利用して、農業委員や認定農業者と連携し、優良農地の斡旋機会を確保する。

農業技術習得支援としては、就農後間もない人材は、知識及び経験の不足等により栽培に関する多くの問題に直面し、生産技術の習得及び経営の安定化が課題となっているため、かながわ西湘農業協同組合及び神奈川県農業技術センターと連携を

図り、栽培技術に関する動画配信、農業者への相談サービス等の積極的な活用を促進する。

(2) 就農等希望者の受入体制の確保

就農相談については、小田原市又は神奈川県立かながわ農業アカデミーにおいて受け付け、就農等希望者の状況に応じて情報の提供等を行う。

新規就農に向けた研修希望者に対しては、希望作目等を聞き取った上で、必要に応じて農業経営士や認定農業者といった中核的農業者を中心とする研修先を紹介し、また、研修受入先に対しても支援を行う。

(3) 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組

小田原市は、新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う多様な人材の確保に向けて、小田原市農業委員会、農地中間管理機構、神奈川県立かながわ農業アカデミー、かながわ西湘農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等及び農業用機械等のあっせん及び確保並びに資金調達を支援する。さらに、この支援をとおして関係機関と当該就農等希望者の状況について情報を共有する。

また、就農等希望者の就農後の定着に向けて、関係機関による就農等希望者の就農前後のフォローアップを行うとともに、地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの協議の場を通じ、地域農業の担い手として育成する体制を強化する。

さらに、かながわ西湘農業協同組合、神奈川県農業技術センター、神奈川県立かながわ農業アカデミー等と協力し、新たに農業経営を営もうとする青年等に対してその経営方針を把握し、きめ細やかな助言を行う。

加えて、新たに農業経営を営もうとする青年等に、就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、この基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策及び県の就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要な支援を行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との役割分担・連携の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談並びに技術及び経営ノウハウの習得については神奈川県立かながわ農業アカデミー等、就農前後の営農指導等のフォローアップについては神奈川県農業技術センター、かながわ西湘農業協同組合、市再生協議会、認定農業者、農業経営士等、農地の確保については小田原市農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標
 標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標
 第2に示したような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び第3に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び面的集積の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
30%	

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が利用する農用地の面的集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え及び収穫並びにその他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年後とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の利用集積の取組を促進する。その際、小田原市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、

地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

小田原市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、小田原市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

小田原市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- (3) 地域計画推進事業
- (4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

小田原市は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行日である令和5年4月1日から起算して2年を経過する令和7年3月31日（その日までに法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間、次の(1)から(13)までの規定に基づき、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告を行うことができる。また、小田原市が定めた農用地利用集積計画により権利移動がされたものについては、その期間が終了するまで効力を有する。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところ

による。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲及び能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実にある等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を

行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることができることとされる同法第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 小田原市長への確約書（参考様式1）の提出、小田原市長との協定（参考様式2）の締結等を行うことにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利

用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 新規参入者（個人、法人等）への利用権の設定等については、農地の有効活用や担い手の確保からも必要なため、地区農業委員及び地区農地利用最適化推進委員、農業経営士又は認定農業者の推薦書（様式第1号）がある場合若しくは地区農業委員及び神奈川県立かながわ農業アカデミーの推薦書（様式第2号）がある場合においては、利用権の設定等を申し出ることができる。ただし、設定期間は当面の間1年間とし近隣の農地に迷惑を掛ける恐れなどがあると思われる場合は、農用地利用集積計画の取り消しを行う。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 小田原市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させる。

② 小田原市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 小田原市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 小田原市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 小田原市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整が調ったときは、小田原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 小田原市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるかながわ西湘農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 小田原市は、(5)の①の規定による小田原市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 小田原市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、かながわ西湘農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、小田原市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 小田原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関

係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2の規定を準用し、権利の設定を受けた農地で生産した作物、その栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について小田原市農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

小田原市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の

同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

小田原市は、小田原市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による小田原市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を小田原市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

小田原市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

小田原市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 小田原市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 小田原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、小田原市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 小田原市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を小田原市の掲示板への掲示により公告する。

④ 小田原市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 小田原市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

(2) 小田原市、小田原市農業委員会及びかながわ西湘農業協同組合は、農地流動化の施策と連携を図るため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

法第18条第1項に基づく農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者等の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定するよう努めることとし、開催に当たっては、関係者への周知に加え、他の農業関係の集まりを活用するなど、幅広い情報提供に努める。参加者については、農業者、小田原市、農業委員、農地利用最適化推進委員、かながわ西湘農業協同組合、土地改良区等とし、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項

に係る問合せへの対応を行うための窓口を小田原市農政課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

法第19条第1項に規定する農業上の利用が行われる農用地等の区域は、人・農地プランの実質化が行われている区域とする。

(3) 地域計画の策定の進め方等

小田原市は、地域計画の策定に当たって、神奈川県、小田原市農業委員会、農地中間管理機構、かながわ西湘農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、また、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

小田原市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者及びその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）参考様式第6-1号の認定申請書を小田原市に提出して、農用地利用規程について小田原市の認定を受けことができる。

② 小田原市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容がこの基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 小田原市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小田原市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況、将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれるもの、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 小田原市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規

程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導等

① 小田原市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び支援に努める。

② 小田原市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、小田原市農業委員会、かながわ西湘農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、市再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な指導及び助言が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

小田原市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 小田原市農業委員会及び農地中間管理機構による農作業委託のあっせんの促進

イ 農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

ウ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

かながわ西湘農業協同組合は、農作業の委託のあっせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等より、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

小田原市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために、生産方式の高度化及び経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲及び能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、女性の力を発揮して農業経営を発展・改善するための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、家族経営協定の締結に基づく役割分担、給料制の導入、社会保険等の加入による福祉の向上等農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制及びヘルパー制度の導入並びに高齢者、非農家等の多様な主体の参画・協働を促進する体制を整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

小田原市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、小田原市農業振興計画における農業振興施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

小田原市は、小田原市農業委員会、神奈川県農業技術センター、かながわ西湘農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係団体が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 小田原市農業委員会等の協力

小田原市農業委員会、かながわ西湘農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、小田原市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1 (第 6 の 1 の (1) の ⑥ 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第6の1の(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は3年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により小田原市農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき小田原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

参考様式 1（第 6 の 1 の (1) の ④ 関係）

確約書

小田原市長 様

（提出日） 年 月 日

（提出者） 印

小田原市が、 年 月 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることができることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条の規定により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他

○○○○○○・・・・

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

参考様式 2 (第 6 の 1 の (1) の ④ 関係)

協定例

小田原市（以下「甲」という。）、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕（以下「乙」という。）及び△△〔農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることができることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 2 項第 6 号に規定する者〕（以下「丙」という。）は、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

（丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域）

第 1 条 丙は、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等（以下「貸付農地等」という。）において、〇〇、△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

（耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積）

第 1 条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
〔記載例〕 畑作・飼料作・麦作・稲作	大字〇〇内のおおむね〇〇 h a の農地等
果樹	大字〇〇内のおおむね〇〇 h a の農地等
採草・放牧	大字〇〇内のおおむね〇〇 h a の農地等

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等（以下「貸付農地等」という。）の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

（地域の農業における丙の役割分担）

第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

3 丙は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

（協定の実施の状況等についての報告に関する事項）

第3条 丙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物、その栽培面積、生産数量等の貸付農地等の利用状況（【丙が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3箇月以内に報告するものとする。

2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のいずれかの規定に抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3 丙から2の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

（実地調査等）

第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他小田原市農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 甲は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の規定に違反していると認めた場合は、同項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け（【丙が法人の場合】て解散す）る場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び小田原市農業委員会に送付するものとする。

（原状回復）

第6条 丙は、前条の規定による賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

（損害賠償）

第7条 第6条の規定による現状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

（貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い）

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

（管轄裁判所）

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義が生じた場合の決定等）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

年 月 日

甲 名称
代表者名
所在地

乙 名称
代表者名
所在地

丙 名称
代表者名
所在地

様式第1号（第6の1の(1)の⑦の関係）

推 薦 書

住 所					
氏 名	㊟				
連 絡 先					
	氏 名	年間農業従事日数	年齢		
本人					
家族(続柄)					
作物名、作付け面積、作付け期間 等					
農業用機械等の所有状況					
営農計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
農業所得					
経営面積					

農業研修等の経歴

農業の方針

上記の者は営農活動を行なうことが可能と思われるので推薦いたします。

地区農業委員 ㊟

地区農地利用最適化推進委員 ㊟

農業経営士 ㊟

認定農業者 ㊟

(※ その他必要事項を裏面に記載する。)

様式第 1 号（裏面記載事項）

- 1 推薦書の作物名、作付け面積、作付け期間等には、実際に耕作を行う耕作地に関する事項を記入すること。
- 2 営農計画は、今後 5 年間の経営計画を記載する。
- 3 農業研修等の経歴は、農家又は農業法人で最低 2 年間農作業に従事した実績が証明できるものとする。
- 4 農業の方針はどのような農業経営を目指すのかを記載する。
- 5 推薦者は、地区農業委員のほか、地区農地利用最適化推進委員、農業経営士又は認定農業者とする。農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区とは、小田原市内で農業研修等を受けた場合は実際に農作業に従事していた地区又は実際に耕作する地区、小田原市外で農業研修等を受けた場合は実際に耕作する地区とする。
- 6 当面の利用権設定期間は 1 年間とし、近隣の耕作者や地区農業委員の判断により継続を決定する。なお、特別な理由により継続が適していない者については、農用地利用集積計画の取消しを行う。
- 7 小田原市農業委員会は耕作の状況を継続的に観察し、適宜指導を行う。
- 8 周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮するものとする。また、受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の維持管理等に関する取決めを遵守するものとする。

様式第2号（第6の1の(1)の⑦の関係）

推 薦 書

住 所					
氏 名	㊟				
連 絡 先					
	氏 名	年間農業従事日数	年齢		
本人					
家族(続柄)					
作物名、作付け面積、作付け期間 等					
農業用機械等の所有状況					
営農計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
農業所得					
経営面積					

農業研修等の経歴

農業の方針

上記の者は営農活動を行なうことが可能と思われるので推薦いたします。

地区農業委員
 神奈川県立かながわ農業アカデミー

㊟
 ㊟

(※ その他必要事項を裏面に記載する。)

様式第2号（裏面記載事項）

- 1 推薦書の作物名、作付け面積、作付け期間等には、実際に耕作を行う耕作地に関する事項を記入すること。
- 2 営農計画は、今後5年間の経営計画を記載する。
- 3 農業研修等の経歴は、神奈川県立かながわ農業アカデミーの必要な科目を修了した実績が証明できるものとする。
- 4 農業の方針はどのような農業経営を目指すのかを記載する。
- 5 推薦者は、地区農業委員のほか、神奈川県立かながわ農業アカデミーとする。また、地区農業委員とは実際に耕作する地区の委員とする。
- 6 当面の利用権設定期間は1年間とし、近隣の耕作者や地区農業委員の判断により継続を決定する。なお、特別な理由により継続が適していない者については、農用地利用集積計画の取消しを行う。
- 7 小田原市農業委員会は耕作の状況を継続的に観察し、適宜指導を行う。
- 8 周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮するものとする。また、受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めに遵守するものとする。